

「EUR1 証明書および BOI に関する
リスクと対応策」
(2025 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ワルシャワ事務所

ビジネス展開課

1. 背景

- ・日系企業のポーランド現地法人である A 社は、ポーランドの工場で製品を製造し、EUR.1 証明書を添付して北マケドニアの顧客に販売している。これにより、顧客は自由貿易協定である The Regional Convention on pan-Euro-Mediterranean preferential rules of origin (PEM 協定)に基づいて、EU 原産の製品として特恵関税率を享受することができる。
- ・A 社は、2023 年 6 月 30 日に 3 年間有効な BOI（拘束的原産地情報）を取得した。これにより、想定される部品・材料を用いたプロセスにより製造される製品において、非 EU 原産の部品・材料の割合が 11% であり、EU 原産とみなされることが確認された。
- ・A 社は、EUR.1 証明書の要件が 2025 年 1 月から緩和され、非 EU 原産の部品・材料の割合の許容限度が 30% から 50% に引き上げられたことを理解している。
- ・A 社にとって、これは、製品を生産するためにアジアから輸入する部品をより多く使用しても、非 EU 部品・材料の必要な割合を満たすことができることを意味している。そこで、同社は生産コストを削減するために、アジアからの材料や部品の購入を増やすことを検討している。
(現時点では 40% 程度を達成できる見込みであり、アジアからの材料や部品の価格や輸送コストに大きな変化がなければ、この 10% のバッファーにより、十分に許容限度を下回ることができると考えている。)
- ・A 社は、北マケドニアの顧客に頻繁かつ大量に製品を販売している。そのため、EUR.1 証明書の基準が実際に満たされているかどうかを各取引ごとに確認することは現実的ではない（現状においては、数カ月に 1 回が現実的に確認可能な頻度である）。

2. 質問

- ・上記 BOI は、EUR.1 証明書のステータスを定期的に確認するのを避け、リスクを軽減するために有益であるか？
- ・このような状況において、A 社はリスクを最小限に抑えるために何をすべきか？

3. 回答

- ・この場合、BOI は、申請で想定されている部品・材料を使用し、想定されるプロセスに従って生産された商品が EU 原産とみなされるかどうかのみを確認するものである。商品に含まれる非 EU 原産の部品・材料の割合は 11% と想定されている。想定されている生産方法と

は異なる方法で製品が生産された場合、または想定されているプロセスで生産されているが非 EU 原産の部品・材料の割合が異なる場合、非 EU 部品の割合が許容限度である 50% 未満であっても、当該 BOI をもって、端的に EU 原産ステータスを主張することはできない。ただし、これによって特恵原産地を宣言する権利が奪われるわけではない。

- より多くの取引に適用可能な新しい BOI を取得することを検討する価値があると考えられる。例えば、上記 BOI のように非現産の部品・材料について、固定の割合を想定するのではなく、一定のレンジを想定し、BOI を申請することが考えられる。
- EU 原産の要件を満たしていることの証拠は、EUR.1 証明書ごとに必要である。従って、非 EU 原産の部品・材料の割合を定期的に監視するだけでは不十分である。とはいえ、数年前に発行された証明書に完全に紐づく適切なデータを抽出するのは容易ではないため、特定の EUR.1 証明書に対応するデータを抽出して原産地を確認できるように、IT ソリューション等を導入するのも一策である。
- また、本ケースにおいては、リスクは次のように実現することに留意する必要がある。
 - ✓ まず、リスク実現のトリガーは北マケドニアの管轄関税当局が、A 社 の顧客が輸入した商品の EU 原産ステータスの検査を実施することである（ポーランドの関税当局は、追加関税を課す機会がないため、自らこのような検査は実施しない）。
 - ✓ 北マケドニアの関税当局は、管轄のポーランド関税当局に特定の EUR.1 証明書の原産ステータスを確認するように依頼する。
 - ✓ A 社 は、ポーランド関税当局からその証拠の提出を求められる。
 - ✓ 証拠が確認されない場合、北マケドニア当局は、A 社の顧客に対して、当該物品への通常の関税、さらに延滞利息なども課す可能性がある。
 - ✓ 顧客は A 社 に製品の EU 原産ステータスを維持・管理することを期待しているため、顧客から損害賠償を請求されたり、将来的に信頼と取引を失う可能性があると考えられる。
- 実際に、外国の関税当局からポーランド当局への EU 原産ステータスに関する情報交換要求は少なくない。
- 質問とは直接関係ないが、関税や原産ステータスの管理に関連して以下を検討することも一策である。
 - ✓ EU 原産ステータスの維持に関しては、アジアから輸入した部品・材料の最初の処理・加工に欧州内の下請け業者を用いる、あるいは、自社の製造が、いくつかのプロセスに明確に区分されている場合は、ロールアップという手法が利用できる可能性がある。
 - ✓ アジアから輸入した部品・材料が EU で関税を課される場合、加工再輸出や保税倉庫などの関税制度の活用が、関税の低減と EU 原産ステータスの維持の両方を達成する解決

策になる可能性がある。ただし、これらの制度が生産プロセスで実行可能かどうかは慎重に検討する必要がある。

【報告書の利用についての注意・免責事項】

本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ） ワルシャワ事務所が現地会計事務所 KPMG POLAND に作成委託し、2025年3月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 KPMG POLAND の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG POLAND が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

作成元および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ワルシャワ事務所

E-mail : pow-info@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : SCC@jetro.go.jp